

外国人材の受入拡大と今後の課題

技能実習からの移行が半数程度を占める見通し

政策調査部主任研究員

岡田豊

03-3591-1318

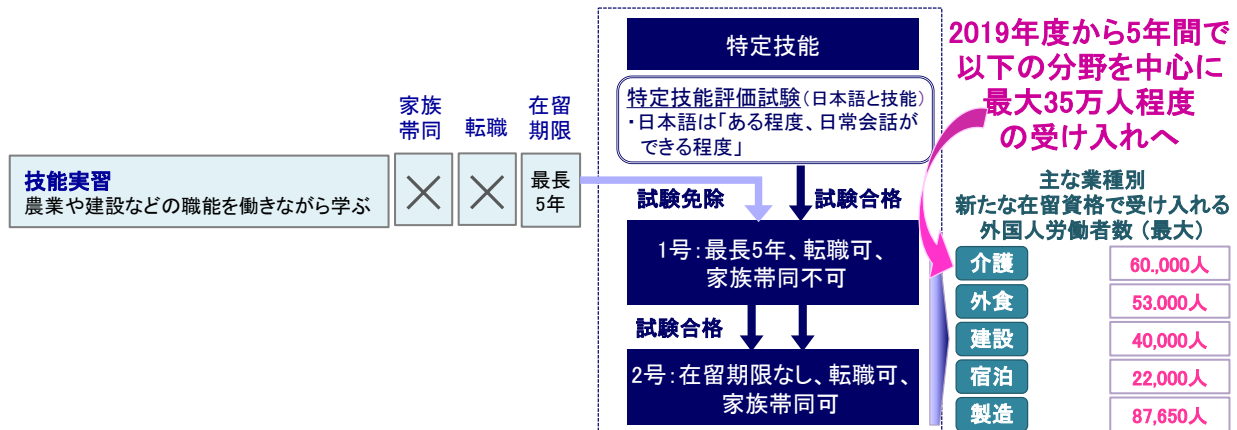
yutaka.okada@mizuho-ri.co.jp

- 政府は外国人労働者の受入拡大に向けて、新たな在留資格「特定技能」の創設に踏み切る。2018年12月に閣議決定した新制度の基本方針に基づき、2019年4月から実施段階へ
- 新たな在留資格による今後5年間の外国人労働者の受入数は最大で35万人程度とされており、技能実習からの移行が半数程度を占めると見込まれる
- 受入時に必要とされる日本語能力水準の適切な設定や外国人材の地域偏在の是正、共生への環境整備など、外国人労働者の増加に伴う様々な問題への対応が今後の課題となる

1. 外国人材受入拡大の新制度「特定技能」の特徴

2018年6月に決定された「経済財政運営と改革の基本方針2018」（骨太方針）において、国はこれまで消極的な姿勢を維持してきた単純労働分野への外国人の受入について、拡大の方向性を目指すことを明確にした。そして、その制度の概要などを定めた「出入国管理法及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が2018年12月に国会で成立し、業界横断的な受入の基本事項を記した「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針について」と、受入対象となる14業種ごとの受入概要を記した「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針について」が同月に閣議決定された。改正法に基づき19年4月からは、外国人材の受入拡大への新たな在留資格として「特定技能1号」¹と「特定技能2号」²が設けられる（図表1）。以下ではまず、新制度のいくつかの特徴を確認する。

図表1 特定技能の概要



(資料)「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針について」(2018年)、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針について」(2018年)より、みずほ総合研究所作成

（１）単純労働分野への幅広い国籍からの受入

これまで、単純労働分野へは基本的に日系ブラジル人等に限定して受け入れてきたが、今回はそれ以外の国籍を有する外国人も幅広く受け入れる³。また、後述するように、留学生や技能実習生という形で外国人が単純労働分野で働くことがあったが、それは留学生が学業に影響しない範囲での限られた時間で行うアルバイトや、技能実習生が送出国へ経験を持ち帰ることを前提にした国際協力の一環であり、外国人の本格的な労働という位置付けではなかった。新制度では受入外国人を労働者と位置づけ、日本人並みの労働条件の確保や各種社会保障制度への加入が企業に義務付けられる。

（２）一定の知識・技能や日本語能力が必要

新たな資格で職に就くためには、特定技能評価試験（日本語と技能の試験）に合格する必要がある。このため、政府関係者の中で新制度で受け入れる外国人を「即戦力」と位置付ける発言も散見される。新制度の対象となる外国人は、これまで積極的に受け入れてきた高度人材、熟練した技能をもつ人材などと、表向きは国が受入を拒んできた未熟練人材の中間に当たる「中程度の人材」と位置付けることができよう。

（３）既存の技能実習からの移行が容易

既存の技能実習には1号（最長1年。職種制限なし）、2号（1号修了後に最長2年。職種制限あり）、3号（2号修了後に最長2年。職種制限あり）があるが、2号修了者は無試験で新制度の特定技能1号に移行することができる⁴。技能実習を3年以上勤めてきたことで、仕事における知識や技能や日本語についてある程度の能力が認められるからだ。

その結果、技能実習では最大5年の滞在期間であったものが、さらに最大5年延長されることになる。また、技能実習生には基本的に認められなかった転職についても、特定技能1号では関連業種内であれば自由となっており、技能実習生にとって特定技能1号への移行は魅力的であろう。

（４）「事実上の移民」ともいわれる永住者の拡大

長年労働者として日本に貢献し、なおかつ日本人に劣らない技能をもつ外国人に付与される特定技能2号の在留資格は、在留期間の制限がなく家族帯同が可能で転職が自由となっている。これまで日本滞在10年以上かつ就労5年以上の外国人は日本人に準じる権利を有する「永住者」の資格を得ることができた⁵。実際に在留資格別外国人人口で最大の割合を占めているのは永住者であるが、新制度でこれに類する資格を設けることで、政府は永住者すなわち「事実上の移民」の拡大を認めたことになる。現段階では特定技能2号の制度運用が開始されるまでまだ1～2年かかるとされているものの、今後の動向が注目される。

2. 新制度の日本の経済社会への影響やそれらへの対応に関する課題

次に、今回の新制度「特定技能」による、日本の経済社会への様々な影響やその対応に関する課題について、以下の5つの観点から考察する。

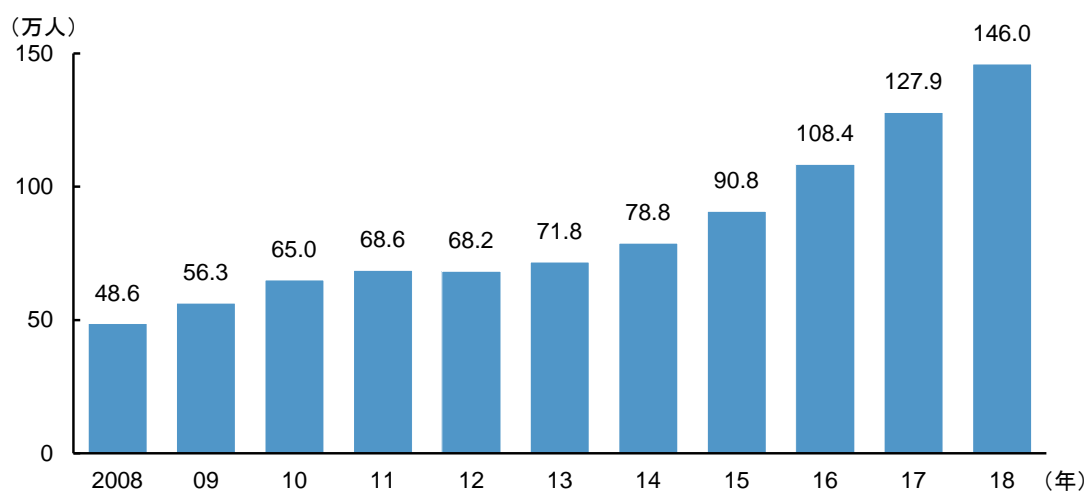
（１）日本人の雇用に大きな影響があるのか

まず、今回の受入最大数である「5年間で35万人」について、日本人の雇用への影響を考察してみたい。厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況によると、2018年10月末現在の外国人労働者数は146.0万人であり、2017年10月末比で18.2万人（14.2%）増加した。日本における就業者数は6,664万

人（2018年）⁶であるので、外国人労働者は日本における就業者全体の約2%と推計される。

また、外国人労働者数は2013年以降増加が続いており、ここ数年で急増している（図表2）。外国人労働者のうち留学生の数がわかるようになった2014年以降について外国人労働者数の変化を在留資格別でみると、技能実習、学業以外に時間制限でアルバイトをする「留学」、10年以上の在住と5年以上の就労などにより資格更新の必要がなく就労の制限がほぼなくなる「永住者」、留学生が卒業後に日本で就職する際に多くが移行する技術・人文知識・国際業務⁷の増加が大きいことがわかる（図表3）。実際に2014年から2018年にかけての5年間で外国人労働者数は67万人増加しているが、技能実習、留学、永住者、技術・人文知識・国際業務の4つで増加分の90%を占めている。

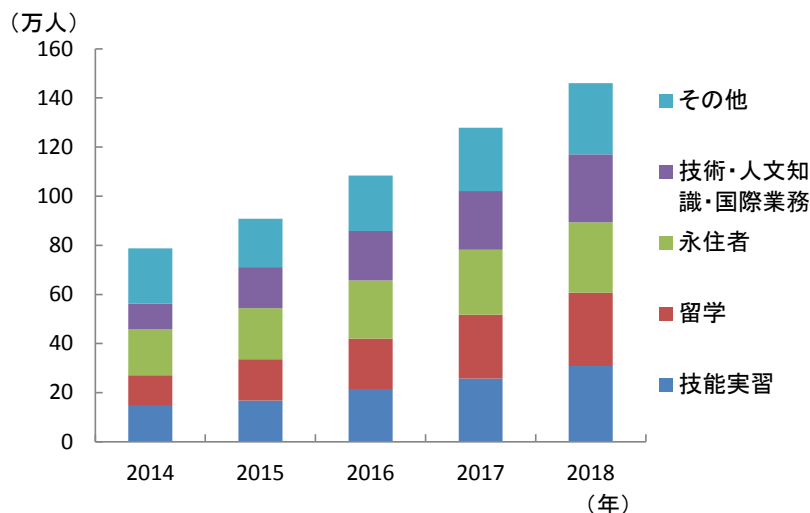
図表2 外国人労働者数の推移



(注) 各年10月末時点。

(資料) 厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況（各年版）より、みずほ総合研究所作成

図表3 在留資格別外国人労働者数の推移



(注) 各年10月末時点。

(資料) 厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況（各年版）より、みずほ総合研究所作成

このように、今回の新資格「特定技能」の導入を前に外国人労働者は既に増加基調にあり、近年は毎年20万人程度の増加となっている。今回の新制度での受入最大数が5年間で35万人程度であることを考えると、新資格が外国人労働者の受入増加ペースを劇的に高めるとはいい難い。

また、閣議決定された「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針について」では国により業種別の人手不足状況と外国人材受入見込みが推計されているが、どの業種でも今後5年でIT化などによる生産性向上や高齢者・女性などの国内人材による充当を相当に見込んでいる（図表4）。これらから、新制度で受け入れる各業種における今後の人手不足状況が国の想定どおりであれば、新制度による外国人労働者の受入拡大が現状の人手不足を短期間で解消し、日本人の雇用に直ちに大きな影響を与える可能性はあまり大きくないだろう。

図表4 「特定技能1号」による外国人材の受入れ業種の人材不足の現状と今後の受入見込

業種	有効求人倍率 (2017年度)	5年間の不足数 (現状のままの不足数。うち生産性向上による充当見込み数、国内人材による充当見込み数)	5年間の外国人材 受入数 (最大)
介護業	3.64倍	5～6万人（全体の不足数30万人。うち、2万人を生産性向上で、22～23万人を国内人材で充当見込み）	6万人
ビルクリーニング業	2.95倍	3.7万人（全体の不足数9万人。うち、4万人を生産性向上で、1.3万人を国内人材で充当見込み）	3.7万人
素形材産業	2.83倍	1.7～2.2万人（全体の不足数6.2万人。うち、3万人を生産性向上で、1～1.5万人を国内人材で充当見込み）	2.15万人
産業機械 製造業	2.89倍	0.45～0.55万人（全体の不足数7.5万人。うち、6.2万人を生産性向上で、0.75～0.85万人を国内人材で充当見込み）	0.525万人
電気・電子情報関連産業	2.75倍	0.4～0.5万人（全体の不足数6.2万人。うち、5.4万人を生産性向上で、0.3～0.4万人を国内人材で充当見込み）	0.47万人
建設業	4.13倍	3～4万人（全体の不足数21万人。うち、16万人を生産性向上で、1～2万人を国内人材で充当見込み）	4万人
造船・舶用 工業	主な職種：塗装（塗装工）4.3倍、鉄工（鉄工、製缶工）4.2倍、仕上げ（めっき工、金属研磨工）4.41倍	1.2万人（全体の不足数2.2万人。うち、0.7万人を生産性向上で、0.3万人を国内人材で充当見込み）	1.3万人
自動車整備業	3.73倍	0.75万人（全体の不足数1.3万人。うち、0.3万人を生産性向上で、0.25万人を国内人材で充当見込み）	0.7万人
航空業	4.17倍	0.15～0.2万人（全体の不足数0.8万人。うち、0.25万人を生産性向上で、0.35～0.4万人を国内人材で充当見込み）	0.22万人
宿泊業	6.15倍	2万人（全体の不足数10万人。うち、5万人を生産性向上で、3万人を国内人材で充当見込み）	2.2万人
農業	1.94倍	3.9万人（全体の不足数13万人。うち、1.1万人を生産性向上で、8万人を国内人材で充当見込み）	3.65万人
漁業	主な職種：漁船員2.52倍、水産養殖作業員2.08倍	0.9万人（全体の不足数2万人。うち、0.4万人を生産性向上で、0.7万人を国内人材で充当見込み）	0.9万人
飲食料品 製造業	2.78倍	3.4万人（全体の不足数7.3万人。うち、2.7万人を生産性向上で、1.2万人を国内人材で充当見込み）	3.4万人
外食業	4.32倍	5.4万人（全体の不足数29万人。うち、11.8万人を生産性向上で、11.8万人を国内人材で充当見込み）	5.3万人

（注）日本全体の有効求人倍率：1.54倍。

（資料）「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針について」（2018年12月閣議決定）より、みずほ総合研究所作成

ただし、この国の想定にはやや疑問が残る。たとえば、介護業においては今後5年間の不足数が30万人で、このうち22～23万人が国内人材で充当可能としている。また、建設業では同様に21万人が不足するが、うち16万人を生産性向上で充当可能としている。介護業（2017年度の有効求人倍率3.64倍）や建設業（同4.13倍）のように、現在における各業種の人手不足状況をみると、国が推計する今後の生産性向上や国内人材活用による充当の大きさはやや過大に見える。今後の生産性向上や国内人材活用が国の想定どおり進まなかった場合、新制度による外国人労働者受入数を想定以上に増やすのかどうかが焦点となろう。

日本における外国人も含めた就業者数は、景気回復局面にあった2012年から2018年にかけて年平均約60万人増加している。前述の通り、近年外国人労働者は毎年約20万人増加しており、さらに今回の外国人材受入拡大により今後5年間で最大35万人程度の増加が見込まれていることから、今後は日本における就業者増加分の相当部分を外国人が占めると見込まれる。そして、各業種ごとの人手不足の解消がうまくいかず、想定以上に外国人を受け入れることになり、当該業種において外国人労働者への依存度が高まれば、日本人の労働条件に影響が及ぶことも考えられる。

（２）技能実習は減少するのか

国は、今後5年間の特定技能1号の外国人の半数近くが技能実習からの移行になると推計している。移行者の割合には業種ごとに違いが見込まれるが、建設業や農業のように今後5年間の特定技能1号の外国人のほぼ100%を技能実習からの移行組が占めるとみられる業種もある（図表5）。さらに、新制度の初年度となる2019年度は、特定技能評価試験の準備が整わない業種が多いこともあり、技能実習からの移行組が特定技能1号の半数以上を占めるであろう。

政府説明や各種報道によると、特定技能評価試験の開始時期は以下のように業種ごとに違いがある。

- 2019年早期 介護業（4月13日開始）、宿泊業（4月14日開始）、外食業（4月25日開始）
- 2019年秋・後半以降 ビルクリーニング業、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業
- 2019年中（時期未定） 農業、飲食料品製造業
- 2019年度中（時期未定） 建設業、自動車整備業、造船・船用工業、航空業、漁業

図表5 「特定技能1号」における技能実習からの移行組が占めるとみられる割合

業種	(%)
介護業	0
ビルクリーニング業	11～14
素形材産業	100
産業機械製造業	100
電気・電子情報関連産業	100
建設業	90～97
造船・船用工業	85～88
自動車整備業	43～50
航空業	5～6
宿泊業	32～35
農業	90～100
漁業	43～56
飲食料品製造業	74～77
外食業	0

（資料）各種報道より、みずほ総合研究所作成

このうち早期に試験が始まるのは、介護業、宿泊業、外食業の3業種である。まず介護業は、技能実習の適用が2017年11月と遅く、実際の受入開始は2018年からだ。その業種特性に鑑み、技能実習における日本語能力は、初年度については世界中で幅広く行われている「日本語能力試験」⁸の「N4」（基本的な日本語を理解することができる）、2年目以降では「N3」（日常的な場面で使われる日本語をある程度理解できる）が求められる。このため、介護業を希望する外国人は、より高い日本語能力が求められるような技能実習制度を経由して特定技能1号に移行するよりも、最初から特定技能1号を目指した方が就労が容易と考えられる。それゆえ、介護業については、技能実習から特定技能への移行が今後5年間で0%と予想されている（前掲図表5）。

一方、宿泊業は、今後5年間で技能実習から特定技能1号への移行者の割合が3割強とみられている。その背景には、宿泊業では技能実習と特定技能の併用による外国人材の確保が目指されていることがある。宿泊業は2019年4月から技能実習2号の対象に加えられることになっており、宿泊業を目指す外国人で日本語能力に不安のある者は、日本語能力を高めて特定技能1号に直接挑戦するより、最初は技能実習から入り、その後に特定技能1号に移行することが想定され、その割合が3割強と推計された。

なお、外食業については、技能実習の対象となっておらず、当面その予定もないことから、移行者は0%となる。

技能実習による外国人労働者は2018年に31万人に達し、前年比で5万人増加している。国が想定するように今後5年間で20万人弱が特定技能1号に移行する場合、今後の技能実習の増加スピードは相当減じるものの、宿泊業のように技能実習と特定技能を併用して運用する業種もあるため、数多くの技能実習生がこれからも日本で働くことになるのは間違いないであろう。

（3）新制度の日本語能力で地域社会と共生できるのか

特定技能1号における日本語能力は「ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有すること」とされ、さらに業種ごとに設定できるが、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針について」によると今回の受入業種のほとんどは「N4」レベルを合格水準としている。これは5段階のうち下から2番目のレベルで、約300時間の学習で修得できるとされる。具体的には、ひらがなは何とか読めるものの漢字はあまり読めない水準で、日本人でいえば小学校低学年程度となろう。さらに、農業など一部の業種ではより低いレベルの日本語能力での受入を検討しているとされる。

高い日本語能力を求めると、中国や台湾といった漢字圏の国・地域出身以外の外国人にはハードルが高くなる。しかし、外国人労働者で近年増加しているのは、ベトナム、ネパールといった非漢字圏の国出身の外国人であるため（図表6）、特定技能1号で求められる日本語能力は現在想定されているレベルでもいたしかたない面がある。

もっともN4以下の日本語能力では、地域社会との共生が課題となろう。最大で5年間で労働者として滞在するという事は、地域社会で住民として長く生活することにほかならない。N4以下という低い日本語能力では地域社会との共生にやや困難が伴うと思われる。新制度で受け入れる外国人には、日本語能力を高めてもらうことと並行して、日本語能力の低さが地域社会で生活することの大きな障害にならないよう、地域全体でフォローしていく必要がある。公的機関はもちろん、小売店、外食店、金融機関など生活に密接な商品、サービスを提供するところで多言語対応が求められるよう。

地域社会との共生は、国が目指す外国人の大都市偏在の抑制という点からも非常に重要だ。日本で

は大都市以上に非大都市において人手不足が深刻化しているが、日本でも諸外国でも外国人は大都市部に集まりがちだ。国内にいる外国人は日本人に比べて移動率が高く、日本人よりも仕事本位で住居を定めていると認識される⁹。外国人は、日本滞在が長期化すれば、同じ国の出身者から情報が得やすいことなどからも大都市に向かうケースが多い。

国は地域社会との共生に向けて様々な支援策を検討中であるが、具体策はこれから固めていくものがほとんどである（図表7）。群馬県太田市のように中規模の都市ながらこれまで多くの外国人労働者を受け入れてきた先進地域を参考に、国と自治体と受入先である企業が一体となって地域社会での共生に向けた環境整備を進めていく必要がある。特に、監督官庁として法務省入国管理局を格上げする形で新設される「出入国在留管理庁」はリーダーシップを発揮することが期待される。

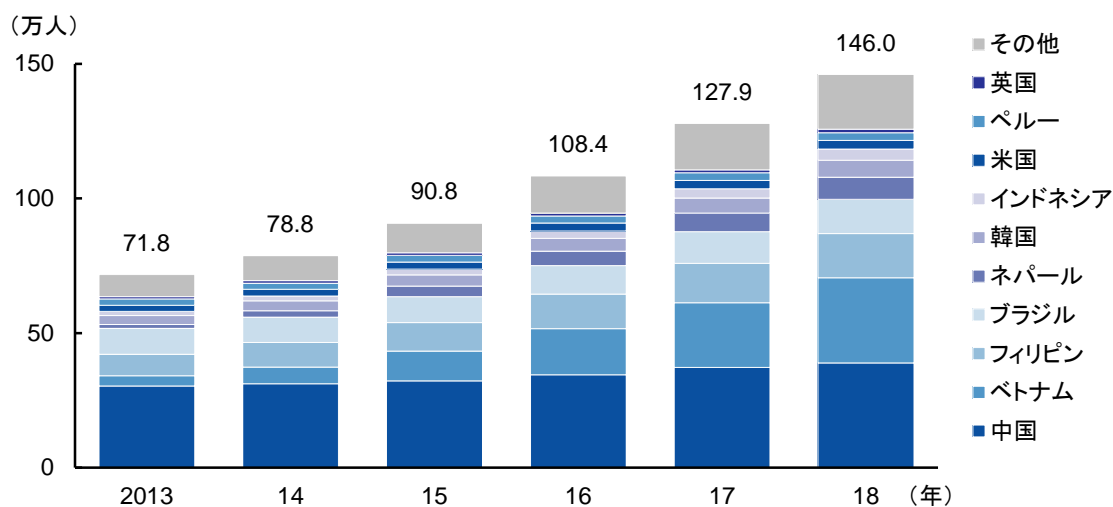
（４）新制度で受け入れる外国人の社会保険加入は進むのか

新制度で受け入れる外国人は日本人同様に社会保険に加入する必要があるが、そのうち特に課題となるのは、外国人にメリットがわかりにくい年金制度である。外国人への年金制度の適用については、すでに年金制度が整備されている国との間では協定を結び、滞在先の国と出身国で年金の加入期間を通算する仕組みとなっているが、今回の新制度で受け入れ拡大が期待される外国人の出身国の多くはそうした協定のない国である¹⁰。新制度では外国人の年金制度への加入が義務付けられているが、協定のない国出身の外国人に対しても、年金制度への加入のメリットが目に見える形で提示できるよう、対応を図っていく必要がある。

（５）特定技能2号の対象業種は拡大するのか

高い技能水準が求められる特定技能2号については受入数や対象業種などがいまだ明確になっていない。今後数年は特定技能2号では受け入れないとされている。各種報道によると、対象になるのは当初は建設業、造船・船用工業、自動車整備業、航空業、宿泊業の5つの業種とみられていたが、その後には建設業と造船・船用工業のわずか2業種にされるとの見方も示されるなど、現段階で今後の見通しは不透明となっている。

図表6 国籍別外国人労働者数の推移



（資料）厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況（各年版）より、みずほ総合研究所作成

特定技能1号の外国人は最大5年間、技能実習からの移行であれば最大10年間もの長期にわたり日本で働くことになる。年齢の若い外国人に家族帯同を認めない形で長期間労働してもらい、在留期限終了を理由に外国人に出身国に帰ってもらうという状況は、雇い入れる企業や雇われる外国人にとって必ずしも望ましいものではない。今後、家族の帯同が認められる特定技能2号について、制度の具体化に向けた検討を急ぐことが求められよう。

図表7 新制度導入を受けて検討されている生活者としての外国人に関する支援策

- ①暮らしやすい地域社会づくり
 - ・行政・生活情報の多言語化／相談体制の整備
(多言語音声翻訳システム利用促進、多文化共生総合相談ワンストップセンター整備等)
 - ・地域における多文化共生の取組の促進・支援
(外国人材の受入れ支援や共生支援を行う受け皿機関の立ち上げ等)
- ②生活サービス環境の改善
 - ・医療・保健・福祉サービスの提供環境の整備
(外国人患者が安心して受診できる体制づくり、基幹的医療機関への医療通訳配置等)
 - ・災害発生時の情報発信・支援の充実
(防災・気象情報の多言語化、災害時外国人支援情報コーディネーターの養成等)
 - ・トラブル・人権問題・生活困窮等への対応の充実
(消費生活センター、人権擁護機関、生活困窮相談窓口の多言語対応等)
 - ・住宅確保のための環境整備・支援
(外国人の入居を拒まない賃貸住宅の登録・情報提供、居住支援等)
 - ・金融・通信サービスの利便性の向上
(金融機関における外国人の口座開設に係る環境整備、多言語対応の推進等)
- ③円滑なコミュニケーションの実現
 - ・日本語教育の充実
(多言語ICT<情報通信技術>学習教材の開発、日本語教師のスキルを証明する新資格等)
 - ・日本語教育機関の質の向上・適正な管理
- ④外国人児童生徒の教育の充実
 - ・外国人児童生徒への支援体制整備、教員の資質向上、就学機会の確保等
- ⑤留学生の就職等の支援
 - ・就職促進のための在留資格の整備、大学の就職促進プログラムの認定等
- ⑥適正な労働環境の確保
 - ・適正な労働条件・雇用管理・労働安全衛生の確保
(労基署やハローワークの体制強化、労働条件相談ほっとラインの多言語対応等)
 - ・地域での安定した就労の支援
(ハローワークの多言語対応、在留外国人の状況を踏まえた職業訓練等)
- ⑦社会保険への加入促進
 - ・加入・納税の環境整備、医療保険の適正な利用の確保(国内居住要件導入)等

(資料)「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議資料」(2018年12月)より、みずほ総合研究所作成

3. おわりに

本稿で見てきたように、当初は技能実習からの移行がメインになると見込まれる外国人材受入の新制度は技能実習の改良とみることも可能で、現段階で外国人労働者に対する抜本的な政策転換というのは正確さに欠ける面もあろう。日本は単純労働分野への外国人受入を行わないという基本姿勢を維持してきたが、バブル期の人手不充足以降、日系ブラジル人や技能実習、留学生のアルバイトなどの様々な形で事実上これを解禁しており、今回の新制度もそうした政策の延長線上にあると考えられる。たとえば、日系ブラジル人が2008年のリーマン・ショックを契機に減少した中、日系ブラジル人に依存した外国人受入策に限界をきたしたことを踏まえ、2010年7月に「技能実習」（期限3年）への導入へと進み、2017年11月にはその期限が3年から5年に延長された。その間、技能実習生は着実に増加し、受入企業も技能実習生を重要な戦力とみなすようになった。そして、受け入れた外国人ができるだけ長く安定的に働くことができる制度が今日望まれている。

その技能実習については、原則として転職の自由がないこと、労働条件が劣悪なケースが少なくないこと、社会保障に関する制度が適応できていないことなど、様々な問題が指摘されている。そのため、技能実習の期限を単純に伸ばすような対応ではなく、労働者と明確に位置付けて外国人を受け入れる今回の特定技能の創設につながったと推察される。

一方、前述のように数多くの技能実習生が今後も日本で労働に従事することは間違いない。宿泊業のように技能実習と特定技能を一体化して運用する業種もある。そのため、技能実習における様々な問題の解決は特定技能創設後も大きな課題となる。

また、今後の政策決定の中で特に注目されるのは、事実上の移民としての性格付けが色濃くなる特定技能2号の制度設計である。現状では国は、特定技能2号の対象業種を拡大することや、特定技能1号での就労期間を永住者への移行の条件の一つである5年の就労期間に算入することに対して消極的とされる。しかし、長期にわたり問題なく働いて日本に貢献してきた外国人は日本にとって有用な人材であることは間違いない。新制度が運用される5年間の間に、何らかの形で外国人の安定的な長期滞在・就労が可能となるよう、しっかりとした制度設計に向けて検討を進めていくことが求められよう。

1 相当程度の知識または経験を要する技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格で、在留期間は5年が上限で、原則として家族の帯同は不可。

2 熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格で、在留期間の更新が可能で、家族の帯同も可能。

3 受入可能な外国人の国籍は、送出国側との協定を結ぶことができた国に限定される。

4 技能実習生は修了しなくても（3年を待たなくても）特定技能評価試験に合格すれば特定技能1号に移行できる。

5 永住資格における就労5年について、新制度との関係はまだ定まっていない。現段階では特定技能1号の就労期間は永住者資格における就労5年に算入しない方向で検討が進んでいるとされる。

6 総務省統計局「労働力調査」による。外国政府の外交使節団、領事機関の構成員（随員を含む）及びその家族、外国軍隊の軍人・軍属（その家族を含む）以外の外国人も含まれる。

7 法務省入国管理局「平成28年における留学生の日本企業への就職状況について」（2017年）によると、日本に留学する外国人は、修了後に日本で就職する者のうち約9割が在留期限の更新が可能な技術・人文知識・国際業務に移行している。

8 国際交流基金と日本国際教育支援協会が主催する日本語能力試験は、日本語の能力を測るものとして国内外で最も知られる試験である。同試験では、「N1」（幅広い場面で使われる日本語を理解することができる）から「N5」（基本的な日本語をある程度理解することができる）まで、5段階で受験生の日本語能力が認定される。

9 国内の外国人の移動の詳細については岡田豊「地方創生には外国人転入増の視点も」（みずほ総合研究所『みずほインサ

イト』(2015年))を参照。

¹⁰ 外国との年金の通算協定について詳しくは堀江奈保子「増加する外国人労働者と年金」(みずほ総合研究所『みずほインサイト』(2019年))を参照。

●当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、ご自身の判断にてなされますようお願い申し上げます。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。なお、当社は本情報を無償でのみ提供しております。当社からの無償の情報提供をお望みにならない場合には、配信停止を希望する旨をお知らせ願います。